

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第7号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する
規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のように改める。

通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び条例第9条第2号に規定する自動車等を使用することを常例とする会計年度任用職員には、通勤に係る費用を弁償する。

第16条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項ただし書中「茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程」を「通勤手当規程」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第26号。以下この条において「通勤手当規程」という。）第2条から第9条まで、第11条から第17条までの規定は、前項の規定による通勤に係る費用の弁償について準用する。この場合において、通勤手当規程第6条第1項第2号中「支給単位期間につき、次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれに定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）及び茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条の規定又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員のうち、平均1箇月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「一の通勤につき、次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれに定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）」と、同条第2項第1号中「支給単位期間につき、1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額」とあるのは、「一の通勤につき駐車場等の料金に相当する額」と、第11条第1項中「支給単位期間に係る最初の月

の給料の支給定日」とあるのは、「基本報酬の支給定日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する通勤手当規程第6条第2項第1号に規定する一の勤務につき駐車場等の料金に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が240円を超える場合にあっては、240円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 駐車の都度その料金を支払う場合 会計年度任用職員が正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を1往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 病院事業管理者が別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。